

九州大学大学院芸術工学府規則

平成16年度九大規則第131号
制定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 3月29日
(令和5年度九大規則第69号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則(平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。)及び九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)により各学府規則において定めるように規定されている事項その他芸術工学府(以下「本学府」という。)の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本学府は、技術を人間生活に適切に利用するために、技術の基盤である科学と人間精神の最も自由な発現である芸術とを統合し、技術の進路を計画し、その機能の設計について研究するとともに、人文、社会、自然にまたがる知識と芸術的感性を基盤とする高次の設計家を組織的に養成する。

(コース)

第1条の3 本学府芸術工学専攻修士課程に、次のコースを置く。

ストラテジックデザインコース

環境設計コース

人間生活デザインコース

未来共生デザインコース

メディアデザインコース

音響設計コース

(入学考査)

第2条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 学力検査の方法については、本学府教授会の議を経て、芸術工学府長(以下「本学府長」という。)が定める。

(学期)

第3条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第4条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目、単位及び履修方法等)

第5条 授業科目、単位及び履修方法は、修士課程にあつては別表第1、博士後期課程にあつては別表第2の定めるところにより、単位を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、臨時に開設する授業科目は、その都度本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

3 単位計算の基準は、原則として、講義については15時間をもって1単位、演習については15時間又は30時間をもって1単位、実験及び実習については30時間又は45時間をもって1単位とする。ただし、これによりがたい場合は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

第6条 学生は、各学期の始めに、履修しようとする授業科目を、指導教員の指示に従って選定し、本学府長に届け出なければならない。

第7条 本学府において、教育上有益と認めるときは、大学院基幹教育若しくは他の学府又は学部の課程による授業科目を履修させることができる。

第8条 各授業科目の単位修得の認定は、本学府教授会の議を経て、本学府長が行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第9条 本学府長は、本学府教授会の議を経て、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して15単位を限度として、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

3 本学府において、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議の上、本学府長の承認を得て、他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第9条の2 本学府の学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第10条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士作品(以下「修士論文等」という。)を提出して、本学府教授会の行う修士論文等の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第11条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、この規則の定めるところにより、50単位以上(他の学府又は他の大学院の修士課程を修了した者にあつては博士後期課程において10単位以上)を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、この規則の定めるところにより10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文等の提出及び審査)

第12条 修士論文等は、在学期間中に指導教員を経て、本学府長に提出しなければならない。

2 修士論文等及び最終試験の合格又は不合格は、専攻の行う調査に基づき、本学府教授会が審査する。

3 修士論文等の提出期日その他については、あらかじめ公示する。

(博士論文の提出)

第13条 博士論文は、博士後期課程に2年以上在学し、この規則により履修すべき所要の単位を修得した者又は当該年度末までに修得する見込みの者で、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出できない。ただし、本学府教授会の議を経て、本学府長が優れた研究業績を上げたと認めた者は、博士後期課程における在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

第14条 最終試験は、学位論文を提出した者について行うものとする。

(留学)

第15条 留学を志望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第10条及び第11条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 第9条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第15条の2 第9条第2項及び前条第3項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、修士課程及び博士後期課程を通して合わせて15単位を限度とする。

(ホールマネジメントエンジニア育成プログラム)

第15条の3 劇場、ホール等の文化施設(以下「施設」という。)の音響、照明、舞台機構等に関する工学的知識及び文化芸術に関する知識を備えた施設の総合的管理運営能力を有する人材を育成するため、本学府修士課程にホールマネジメントエンジニア育成プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を置く。

2 プログラムの授業科目、単位、履修方法等は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

3 プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、プログラム修了証を授与する。

(グローバル・アーキテクト・プログラム)

第15条の4 建築・環境設計に関する工学的知識及び文化芸術に関する知識を備えた、総合的な設計能力を有する人材を育成するため、本学府修士課程にグローバル・アーキテクト・プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を置く。

2 プログラムの授業科目、単位、履修方法等は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

3 プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、プログラム修了証を授与する。

(クリエイティブリーダーシップ・プログラム)

第15条の5 創造的思考力に基づく社会・文化の長期的なビジョンを構想し、深い人間・環境理解に基づく価値提案を実践することができ、提案しようとする価値を社会実装するための多様な他者への共感力・協働力を備えるとともにイノベーション・プロジェクトを遂行するための能力を持つ高度デザイン人材を育成するため、本学府修士課程にクリエイティブリーダーシップ・プログラム(以下この条において「プログラム」という。)を置く。

2 プログラムの授業科目、単位、履修方法等は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

3 プログラムの授業科目の所定の単位を修得した者には、プログラム修了証を授与する。

(科目等履修生)

第16条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第17条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願い出なければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願い出があった者について選考の上、

学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第18条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされた者について、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

第19条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第20条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第2号)

- 1 この規則は、平成17年6月17日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院芸術工学府規則別表第2の規定は、平成17年度に本学府の博士後期課程に入学又は進学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府の博士後期課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の九州大学大学院芸術工学府規則別表第3の規定は、平成17年度に本学府の修士課程に入学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年度九大規則第84号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院芸術工学府規則別表第1の芸術工学専攻に係る部分の規定は、平成18年度に本学府芸術工学専攻の修士課程に入学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府芸術工学専攻の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の九州大学大学院芸術工学府規則別表第2の規定は、平成18年度に本学府の博士後期課程に入学又は進学する者から適用し、平成18年3月31日に本学府の博士後期課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年度九大規則第22号)

この規則は、平成19年7月20日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第49号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第100号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成20年度に本学府に入学又は進学する者から適用し、平成20年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年度九大規則第99号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年度九大規則第102号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年度九大規則第116号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成23年度に本学府に入学す

る者から適用し、平成23年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第134号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者から適用し、平成24年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第116号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第71号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第146号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第172号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第75号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成28年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第138号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第131号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第116号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、平成31年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第67号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在

学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第31号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第107号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第107号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第69号）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院芸術工学府規則は、令和6年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 (修士課程)

芸術工学専攻

一 履修方法

次に掲げる要件を満たす40単位以上を修得しなければならない。

- (1) 修士研究関連科目 18単位
- (2) スタジオプロジェクト科目 2単位
- (3) 所属コースのコア科目 6単位
- (4) 展開科目 14単位

二 授業科目

修士研究関連科目

授業科目	単位数	最低修得単位数
芸術工学特別研究Ⅰ	4単位	18単位
芸術工学特別研究Ⅱ	4単位	
芸術工学特別研究Ⅲ	4単位	
芸術工学特別研究Ⅳ	4単位	
芸術工学演習	2単位	

スタジオプロジェクト科目

授業科目	単位数	最低修得単位数
スタジオプロジェクトⅠ-A	2単位	2単位
スタジオプロジェクトⅠ-B	2単位	
スタジオプロジェクトⅡ-A	2単位	
スタジオプロジェクトⅡ-B	2単位	
スタジオプロジェクトⅢ-A	2単位	
スタジオプロジェクトⅢ-B	2単位	
スタジオプロジェクトⅣ-A	2単位	
スタジオプロジェクトⅣ-B	2単位	

コア科目

コース	授業科目	単位数	最低修得単位数
ストラテジックデザインコース	シリアスゲームデザイン1	1単位	6単位
	シリアスゲームデザイン2	1単位	
	コネクティッドデザイン	1単位	
	デザインイノベーション	1単位	
	ストラテジック・サービス・デザイン	1単位	
	プロデューサー原論	1単位	
	デザインマネジメント	1単位	
	デザインマーケティング	1単位	
	デザインプロジェクトマネジメント	1単位	
	ブランドビジネスデザイン	1単位	
	デザイン産業事情1	1単位	
	デザイン産業事情2	1単位	
	知的財産法1	1単位	
	知的財産法2	1単位	

	デザイン思考 リーンスタートアップ演習 1 リーンスタートアップ演習 2 リーンスタートアップ演習 3 リーンスタートアップ演習 4 Academic Publishing and Dissemination Skills	1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位	
環境設計コース	環境化学特論 熱環境学特論 建築構造学特論 環境材料学特論 音響環境学特論 音環境評価特論 環境心理学特論 建築計画特論 建築構法計画特論 環境保全学特論 景観生態学特論 ランドスケープデザイン特論 日本建築史特論 西洋建築史特論 文化財学特論 国際環境政策特論 環境人類学特論 共生社会デザイン論 環境リスクマネジメント デザイン哲学 美術史 環境文化特論 環境デザインプロジェクト A 環境デザインプロジェクト B	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位 2 単位 2 単位	6 単位
人間生活デザインコース	応用人間工学 生活機能支援科学特論 環境人間工学特論 生理人類学特論 脳・行動生理学特論 A 脳・行動生理学特論 B 感性科学特論 統計情報学 デザイン認知論 人間情報学特論 機能工学デザイン 生物模倣工学 パブリックデザイン コンテキストデザイン レジリエンスデザイン コミュニケーションデザイン論 ライフスケープデザイン 人間生活デザイン特論	1 単位 1 単位 2 単位 2 単位	6 単位

	Academic Publishing and Dissemination Skills	2 単位	
未来共生デザインコース	統計情報学 時間生物学 数理モデリングA 分子生物学 Design in General Education 生物模倣工学 バイオマテリアルエンジニアリング 現代アート実践 情報編集デザイン レジリエンスデザイン サステイナブルデザイン アート&リサーチ アーツマネジメント 共生社会デザイン論 環境リスクマネジメント デザイン哲学 イメージ感性論 Academic Publishing and Dissemination Skills	1 単位 1 単位 2 単位	6 単位
メディアデザインコース	視覚心理学特論 色彩科学特論 心理学的思考法特別演習 コンピュータサイエンス特論 視覚メディア設計特論 画像情報処理システム設計特論 視覚環境知能設計特論 コンピュータグラフィックス特論 メカニクスデザイン特論 メディアサービス特論 バーチャルリアリティ特論 芸術実践特論 I 芸術実践特論 II 視覚記号特論 グラフィックデザイン特論 映像コンテンツデザイン特論 シリアスゲームデザイン 1 映像表現史特論 造形芸術特論 演劇学特論 マルチモーダル・コミュニケーション特論 Academic Publishing and Dissemination Skills	1 単位 1 単位 2 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 1 単位 2 単位	6 単位
音響設計コース	聴覚心理学特論 聴覚生理学特論 時間知覚特論 音声生成特論	2 単位 2 単位 2 単位 2 単位	6 単位

	音声情報学特論	2単位	
	音響制御特論	2単位	
	音響工学特論	2単位	
	計算音響学	2単位	
	福祉音響学	2単位	
	音響イメージング特論	2単位	
	音響信号処理特論	2単位	
	音響環境学特論	2単位	
	音環境評価特論	2単位	
	芸術実践特論Ⅰ	1単位	
	芸術実践特論Ⅱ	2単位	
	作曲学特論	2単位	
	サウンドデザイン特論	2単位	
	民族音楽学特論	2単位	
	音楽社会文化特論	2単位	
	聴覚文化論特論	2単位	
	言語学特論	2単位	
	音響設計特別講話	2単位	
	輪講	2単位	

展開科目

コース	授業科目	単位数	最低修得単位数
ストラテジックデザインコース	機能工学デザイン	1単位	14単位 ※
	HCIデザイン	2単位	
	エクスペリエンス (UX) デザイン	1単位	
	アート・シンキング	1単位	
	インクルーシブデザイン	1単位	
	ソサエタルデザイン	1単位	
	ソーシャル・システム・デザイン	1単位	
	リーダーシップ論	2単位	
	組織行動	2単位	
	SD特別プロジェクトⅠ	2単位	
	SD特別プロジェクトⅡ (ストラテジックデザイン)	2単位	
	SD特別プロジェクトⅢ (ソーシャルデザイン)	2単位	
	SD特別プロジェクトⅣ (アントレプレナー)	2単位	
トランスフォーメーション・デザイン	1単位		
環境設計コース	ランドスケープデザインプロジェクト	4単位	
	ストラテジックアーキテクトプロジェクトA	4単位	
	ストラテジックアーキテクトプロジェクトB	4単位	
	グローバル・アーキテクト・プロジェクト	4単位	
	アーキテクト・インターンシップⅠ	3単位	
	アーキテクト・インターンシップⅡ	3単位	
	建築インターンシップ	4単位	
人間生活デザインコース	リーガルデザイン	1単位	

未来共生デザインコース	数理モデリングB	1単位
	Curriculum and Management for Design Education	1単位
	生命とアート	1単位
	スペキュラティブデザイン	1単位
	デザイン・シビック	1単位
	文化政策	1単位
メディアデザインコース	メディアデザインプレゼンテーション演習	2単位
音響設計コース	ホール工学技術特論	2単位
	ホール工学技術演習	2単位
共通	デザインと日本A	2単位
	デザインと日本B	2単位
	アカデミックイングリッシュ	2単位
	インターンシップⅠ	1単位
	インターンシップⅡ	1単位
	インターンシップⅢ	2単位
	芸術工学特別プロジェクトⅠ	1単位
	芸術工学特別プロジェクトⅡ	1単位
	芸術工学特別プロジェクトⅢ	1単位
	芸術工学特別プロジェクトⅣ	1単位
	芸術工学特別プロジェクトⅤ	2単位
	芸術工学特別プロジェクトⅥ	2単位
芸術工学特別プロジェクトⅦ	2単位	
芸術工学特別プロジェクトⅧ	2単位	
(備考)		
※ 展開科目は、次の(1)～(4)に掲げる授業科目の単位を含むことができる。		
(1) スタジオプロジェクト科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目		
(2) 所属コースのコア科目のうち、最低修得単位数を超えて修得する授業科目		
(3) 所属コース以外のコア科目		
(4) 他の学府の授業科目		

別表第2（博士後期課程）

芸術工学専攻

一 履修方法

次に掲げる要件を満たす10単位以上を修得しなければならない。

(1) 論文作成関連科目 4単位

(2) 研究指導科目 6単位

二 授業科目

区分	授業科目	単位数	最低修得 単位数
論文作成関連 科目	リサーチ研修Ⅰ	2単位	10単位
	リサーチ研修Ⅱ	2単位	
研究指導科目	リサーチプロジェクトⅠ	2単位	
	リサーチプロジェクトⅡ	2単位	
	リサーチプロジェクトⅢ	2単位	